

業務請負契約書(案)

1. 業務名 実大構造物実験棟反力床(22)保守点検業務

2. 履行場所 茨城県つくば市立原1番地3
国立研究開発法人建築研究所

3. 履行期間 自
至 令和5年2月24日

4. 契約金額 ￥—
(うち消費税及び地方消費税額 ￥—)

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 茨城県つくば市立原1番地3
契約職
国立研究開発法人建築研究所
理事長 澤地 孝男

茨城県つくば市旭1番地
支出負担行為担当官
国土技術政策総合研究所長 奥村 康博

受注者

(総則)

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の業務場所及び期間において、発注者の指定する職員（以下、「監督職員」という。）の発行する業務指示書により、頭書の期間内に指示する業務（以下、「業務」という。）を完了させなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(委任または下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下、「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。（再委託先が委託先の子会社（会社法 平成17年法律第86号第2条第1項第3号に規定する子会社という。）である場合も含む。）

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

5 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(監督職員)

第4条 発注者は、受注者の業務の履行について、監督を行う監督職員の役職氏名等を受注者に通知するものとする。

2 監督職員は、他の条項に定めるもののほか、図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において、受注者又は受注者の業務責任者に対し契約の履行についての指示承諾又は協議を行うものとする。

(業務責任者)

第5条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を書面をもって発注者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することが出来る。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委託せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務内容の調査等)

第6条 発注者は、必要が認められるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(貸与品)

第7条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他の業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能及び引渡場所は、仕様書に記載したところによるものとし、その引渡時期は、監督職員が業務を指示したときとする。

2 監督職員は、貸与品を受注者の立ち会いのもとに検査して引き渡しをするものとし、受注者は、引き渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は発注者の指定する職員に借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

4 受注者は、業務が完了したときは、直ちに仕様書に定められた場所において、貸与品を発注者又は発注者が指定する職員に返還しなければならない。

- 5 受注者の故意又は過失によって貸与品を滅失し、若しくはき損又はその返還が不可能になったときは、受注者は、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(仕様書不適合の場合の義務)

- 第8条 受注者は、業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、受注者は、修補の請負代金額を請求することができない。ただし、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときには、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約内容の変更等)

- 第9条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務等を一時中止することができる。この場合において、履行期間又は請負代金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による期間の延長)

- 第10条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない事由、その他正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して期間の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(第三者に対する損害)

- 第11条 業務の実施につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならないときは、受注者が賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務完了及び検査)

- 第12条 受注者は、指示された業務が完了したときは、監督職員に業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
 - 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

- 第13条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金を別紙のとおり請求することができる。
- 2 発注者は、前項による適正な請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（履行遅延の場合における損害額）

- 第14条 受注者の責に帰すべき事由により、発注者の指示する期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延利息を徴収して業務期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延利息の額は、指示した請負代金から引渡部分に相当する額を除いて得た額に、年3パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき事由により第13条に規定する請負代金の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第14条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合も含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が、前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 特別な理由がなく、監督職員の指示に従わず業務を行わないとき。
 - 二 第2条及び第3条の規定に違反したとき。
 - 三 前各号のほか、受注者又は業務責任者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項により契約を解除した場合においては、第12条の規定による検査を受けたものがあるときは、発注者は、その業務完了部分に相当する請負代金額を支払うものとする。

- 第16条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前2条の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(契約不適合責任)

- 第17条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(受注者の解除権)

- 第18条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。
- 2 第15条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合において、受注者は、頭書記載の契約金額の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに納付しなければならない。
- 一 第15条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前条の規定により、受注者が契約を解除したときは、発注者は、前項に準じて受注者に違約金を支払わなければならない。
- 4 受注者がこの契約に基づく違約金又は遅延利息を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から支払を完了する日まで年3パーセントの割合で計算した額を徴収する。

(秘密の保持)

- 第20条 受注者又は受注者の代理人若しくは使用人が、この契約に関して知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約外の事項)

- 第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議し、これを定めるものとする。

別紙

(単位：円)

機 関 名	負担内訳	うち消費税及び地方消費税額
国立研究開発法人建築研究所		
国土交通省国土技術政策総合研究所		
合 計		